

アメリカ合衆国における取調べの 電子的記録のモデル法案

—統一州法委員全国会議(NCCUSL)による立法提案の概要—

堀 田 周 吾

- 一 はじめに
- 二 立法提案の動き
- 三 モデル法案の概要
- 四 主要論点をめぐる議論
- 五 おわりに

一 はじめに

1966年のミランダ判決から半世紀が経ち、取調べの適正化におけるミランダ・ルールの実効性に対して疑義が生じるなか⁽¹⁾、取調べの電子的記録（録音・録画）に賛成する学説や判例の影響も受けて、これを立法化する各州の動きが活発になっている⁽²⁾。そして、そのような各州の動向を受け、統一州法委員全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws、以下「NCCUSL」という）が2007年からモデル法案の起草事業に着手した。

NCCUSLはアメリカ合衆国の各州を代表する300名以上の委員で構成される専門家団体で、様々な法分野に関して州法のモデル案を起草する事業を推進している⁽³⁾。1892年に設立され、アメリカ法律協会（American Law Institute、以下「ALI」という）との共同で、各州の立法に大きな影響を与えた「統一商事法典（Uniform Commercial Code）」を作成したほか、「統一遺産管理法典（Uniform Probate Code）」「子どもの監護の事件管轄に関する統一法（Uniform Child Custody Jurisdiction Act）」などを起草した実績がある。

2010年7月に開催された年次総会で、「取調べの電子的記録に関する統一法（Uniform Electronic Recordation of Custodial Interrogations Act）」が承認

された。今後、様式委員会(Committee on Style)による法文様式の修正を経て、各委員がその代表する州での採択に向けた活動を行う⁽⁴⁾。

わが国でも、取調べの録音・録画に関していくつかの立法提案がすでになされている⁽⁵⁾。もとより、諸外国の制度を手放しでわが国に採り入れるべきではないし、他国で採用されているという事実がわが国でその制度を導入する根拠と直ちになるものではない。とはいえ、わが国への影響が大きいアメリカ合衆国の現状をみることは、今後の国内の議論の参考にはなる。

本稿では、以下、取調べの電子的記録の立法化に向けたこれまでの動きについて触れたのち、モデル法案の概要を紹介する。さらに、「手柄拘束下の取調べの電子的記録に関する起草委員会(Drafting Committee on Electronic Recordation of Custodial Interrogations, 以下「起草委員会」という)」の公開資料をもとに、主要な論点について、モデル法案作成の背景にあった議論を概観することにした⁽⁶⁾。

二 立法提案の動き

複数の法域から構成されるアメリカ合衆国において、法域ごとに法規が異なることの不都合は、古くから指摘されており、法域(州)間の統一性を確保する目的で、NCCUSLの他、ALIなどの任意団体が、様々な法分野でモデル法案を起草してきた。

このような起草事業は、未だ法整備がなされていない分野で、州の立法措置を促すという側面を有している⁽⁷⁾。取調べの電子的記録についても、多くの州が未だ立法化に踏み切っておらず、判例や捜査実務上も多数の支持が得られているとはいえない状況下では、州法の統一性を目指したガイドラインというよりも、立法提案としての性格が強いといえよう。

取調べの電子的記録の導入に向けた立法提案は、これまでもなされてきた。最初のものは1975年にALIが起草した「模範罪状認否前手続法典(Model Code of Pre-Arrest Procedure)」で、ミランダ警告を含めた取調べの過程を録音することを求めている⁽⁸⁾。また、NCCUSLも、1987年に改訂した「刑事手続に関する統一規則(Uniform Rules of Criminal Procedure)」で、実施可能な場合には留置場所における取調べを録音すべきであるとしている⁽⁹⁾。もっと

も、これらの規定は簡素なもので具体性に欠けており、特筆すべき影響力をその後持つものではなかった⁽¹⁰⁾。

NCCUSLが今回起草したモデル法案は、以下でみるように、取調べの電子的記録に関して手続上の詳細な規定を内容としており、これまでの立法提案とは一線を画するものである⁽¹¹⁾。

三 モデル法案の概要

まずは、草案に示された立法趣旨とともに、2010年7月の年次総会で承認されたモデル法案の各条の内容を簡単に俯瞰する⁽¹²⁾。

序文

起草委員会は、年次総会に法案を提出するにあたって、各条へのコメントリーと併せて、冒頭の序文（Prefatory Note）で本法案の目的を述べている。すなわち、取調べの電子的記録を法制化した州や自主的に実施する法執行機関が一部にとどまる現状で、その普及を促進するために統一州法案が必要であるというのである⁽¹³⁾。

そして、取調べを電子的に記録することは、真実発見の促進、効率性の促進、憲法的価値の保護、という3点から正当化されるとする。

・真実発見の促進

具体的には、①被告人または警察官による虚偽の供述を防げること、②証人の記憶を補えること、③虚偽自白を誘発するおそれのある取調べ方法を抑止できること、④被疑者を犯人視する警察文化が改善されること、⑤筋の悪い事件（weak cases）を起訴前に振り分けることができること、⑥裁判官と陪審が自白の任意性や真偽を判断しやすくなること、⑦取調官がメモ採取に追われないうことで被疑者の取調べに集中できること、が挙げられている⁽¹⁴⁾。

・効率性の促進

具体的には、①自白排除の申立ての件数を減少できること、②警察の捜査技術が向上すること、③司法取引が容易になり、あるいは検察官の公判準備が充実すること、④評決不能（hung jury）を避けやすくなること、が挙げられている⁽¹⁵⁾。

・憲法的価値の保護

具体的には、①ミランダ、修正6条、デュー・プロセス関係の違反が立証しやすくなること、②検察の証拠開示義務の前提となる、証拠の保全が促進されること、③警察官の訓練が容易になること、④法執行機関の権限行使を特定・是正しやすくなること、⑤人種等に関する偏見を防止できること、⑥警察活動の公平性と専門性に対する公の信頼を確保できること、が挙げられている⁽¹⁶⁾。

第1条 略称

各州が本法案をベースに立法する際は、その州独自の法律名が付されることになるが、「取調べの電子的記録に関する統一法」として引用してもよい旨が定められた。

第2条 定義

「身柄拘束下の取調べ (custodial interrogation)」、 「電子的記録 (electronic recording)」、 「法執行機関 (law enforcement agency)」、 「法執行官 (law enforcement officer)」、 「人 (person)」、 「留置場所 (place of detention)」、 「州 (State)」、 「供述 (statement)」について、定義が定められた。

第3条 電子的記録の条件

第5条から第10条までの例外を除いて、権利等の告知やその放棄を含む、留置場所で行われた身柄拘束下の取調べ(以下、「取調べ」という)はその全過程が記録されなければならない旨が定められた。ただし、そのような電子的記録の対象となる犯罪の範囲や、録音・録画の一方で足りるとするか両方を義務づけるかは、各州の判断に委ねられている。また、留置場所以外の場所で行われた取調べについても電子的記録を要求するオプションも各州に与えられている。

そして、電子的記録が要求されているにもかかわらずこれを実施しなかった場合、取調べにあたった法執行官は取調べ終了後速やかに、その理由と、取調べの経過および被疑者の供述の要約を記載した報告書を提出しなければならないとされた。留置場所以外の場所で取調べを実施した場合にも同様の報告書を提出させるか否かは、各州の判断に委ねられる。

また、取調べの過程とは別個に自発的になされた供述 (spontaneous statement) や逮捕後に定型的になされる質問⁽¹⁷⁾に対する返答については、電子的記録の対象外とされる。

第4条 告知と同意は不要⁽¹⁸⁾

取調べの電子的記録を実施するにあたって、被疑者から同意を得たり、記録する旨を被疑者に告知したりする必要はないとされる。従って、被疑者の知らないところで取調べ中のやり取りを録音・録画することが可能である。

第5条 緊急状況における例外

緊急状況 (exigent circumstances) が存在することで電子的記録が実施不能 (not feasible) である場合には、身柄拘束下の取調べの電子的記録は行わなくてよい旨が定められている。その場合、実施可能であれば、あるいは実施可能になった際に、法執行官が緊急状況についての説明を電子的に記録することが要請されている。

第6条 電子的記録を被疑者が拒否したことによる例外

取調べの開始前または実施中に、電子的記録がなされるのであれば取調べに応じない旨や電子的記録を中止しなければ以降の取調べに応じない旨を被疑者が述べた場合、電子的記録は実施しなくてもよいとされる。その場合、可能な限度で、電子的記録を行わない旨の法執行官と被疑者の合意の場面を記録することが要請されている。

ただし、電子的記録の義務を免れる意図において法執行官が、被疑者が拒否するように説得することは許されない。

第7条 他の法域でなされた取調べにおける例外

電子的記録の義務を免れる意図がない限り、他州で行われた取調べや連邦の法執行機関が州内で実施した取調べについては、電子的記録がなされる必要はない旨が定められている。

第8条 記録が要求されていないと信じたことによる例外

被疑事実が電子的記録の対象犯罪に該当するものでないと法執行官が合理的に判断した場合、その取調べは電子的に記録しなくてもよいとされる。ただし、取調べの過程で、対象犯罪が行われたことを疑わせる事実等を被疑者が明らかにした場合には、実施可能な限度で以降の取調べを電子的に記録しなければならない。

第9条 個人の安全または情報の保護のための例外

匿名の情報提供者(confidential informant)の身元が暴露されたり法執行官・被疑者または第三者の安全を脅かされると、法執行官またはその上官が合理的に判断した場合には、取調べを電子的に記録しなくてもよいとされる。

第10条 機器の故障による例外

十分な管理にもかかわらず、また、速やかな修理または交換が不可能な場合には、機器が正常に作動しないことを理由として、取調べの電子的記録が行われなくてもよい旨が規定されている。ただし、録音・録画を同時に行っている場合、片方の機器が故障しても他方の機器による記録は続行しなければならない。

第11条 証明責任

第5条から第10条までの例外に該当することは、証拠の優越性(preponderance of the evidence)の程度で、検察が証明しなければならない旨が規定されている。

第12条 記録されていない供述の証拠提出意思の通知

電子的記録が行われなかった取調べで得られた供述を公判に提出する場合、検察はその旨と該当する例外規定について書面で被告人に通知しなければならないとされる。

第13条 手続的救済⁽¹⁹⁾

第5条から第10条の例外に該当しない限り、裁判所は、取調べで得られた供

述が許容されるか (admissible) を判断するにあたって、電子的記録が行われなかった事実を考慮することができる旨が規定されている。許容性の判断は、当該供述が任意 (voluntarily) になされたか、あるいは信用性があるか (reliable) の判断を含む。

なお、裁判所が当該供述を証拠として許容した場合、被告人の申立てにより裁判所は、陪審に対して警告的説示 (cautionary instructions) を与えることができる。

第14条 電子的記録の取扱いと保管

各法執行機関が、取調べの電子的記録を所定の法規に従って適切に特定・利用・保管されるための手続を確立し運用することが要請されている。

第15条 電子的記録に関する運用規則

各法執行機関は、この法律を運用するための規則を定めることが求められている。その規則は、①取調べの電子的記録の方法、②データの存在または不存在に対する幹部による集積と精査、③責任の所在と指揮系統の確立、④電子的記録の手続の不履行に対する説明の手順と正当化されない不履行への懲戒処分、⑤実施する上での十分な人員配置や訓練、設備等を確保するための監督体制、⑥記録保管の継続性 (chain of custody) を監視するための手順、といった各事項について定めなければならないとされる。

さらに、録画を義務づける場合には、設置する機器の角度・照準・視野についても一定の基準を設けなければならない。

第16条 責任の制限

第15条に従って規則を定め運用している法執行機関は、この法律の違反に対する民事責任の追及を免れる旨が定められている。また、この法律は個々の法執行官に対する訴訟原因にもならないとされる。

第17条 真正さの自明性

電子的記録が真正である旨の宣誓証明書または法執行官による確約書が付されている場合には、真正性について他の証明を必要としない旨が定められてい

る。ただし、被告人がこれを争うことは妨げないとされる。

第18条 電子的記録または反訳記録に対する権利の否定

この法律は、身柄拘束下の取調べが電子的に記録されることを要求する被疑者の権利を形成するものではないと規定されている。また、電子的記録の反訳記録(transcript)が不要であるともされる。

第19条 適用および解釈の統一性

統一法案に基づいて制定された州法を適用および解釈するにあたって、他州との統一性に配慮がなされるべき旨が規定されている。

第20条 電子署名法との関係

「国内外商業における電子署名法(Electronic Signatures in Global and National Commerce Act)」の適用範囲について規定されている。

第21条 可分性

この法律の規定の一部が無効とされても、他の規定の効力には影響を及ぼさない旨が確認されている。

第22条 廃止

この法律によって置き換えられる旧規定の廃止を定めるための条文である。

第23条 施行日

法を施行する期日に関しては、各州の判断に委ねられる。

四 主要論点をめぐる議論

続いて、起草委員会において主要な検討事項とされてきた論点⁽²⁰⁾について、公表された各条のコメンタリーで示された立法趣旨を探ることとする。

1 録音か録画か（関連条文：第3条）

電子的記録の方法について、録音と録画のいずれを要求すべきか、あるいは両方を要求すべきかは、主にコストとの関係で論議されている。電子的記録の目的を達成する上で、録音・録画の両方を行うことが最も効果的であることに争いはないからである⁽²¹⁾。起草委員会は、録音・録画を併用することが望ましいとしたうえで、録画機器の設備にかかるコストの高さを考慮し、録音を原則として、録画を要求するか否かは各州の判断に委ねた⁽²²⁾。

2 対象となる取調べ（関連条文：第3条）

電子的記録の対象となるのは身柄拘束下の取調べ（custodial interrogation）のみであるとされた。身柄拘束下の取調べは、第2条で「法執行官による尋問その他の行為で、被疑者から自己負罪的な返答を引き出すことが合理的に見込まれるもので、合理的な個人が同様の状況下で自身が拘束されていると判断した場合を意味する」と定義されている。「尋問その他の行為」とは、尋問以外にも法執行官の発言や行動を含む趣旨であり、ミランダ判決の流れを汲んだ連邦最高裁が示した枠組みとも一致する⁽²³⁾。

身柄を拘束された被疑者に対する取調べに対象を限定する理由として、起草委員会は次のような捜査実務の現状を指摘している。すなわち、警察はしばしば、被疑者に焦点を絞ったり直接尋問したりする前に、多数の目撃者に対する質問を行う。それらの質問は、非公式に行われたり警察以外の第三者の面前で行われたりもする。このような場合にまで電子的記録を義務づけることは過度の負担を生む、というのである⁽²⁴⁾。

身柄拘束下の取調べは様々な場所で行うことがあり得るところ、電子的記録の対象は原則として、「留置場所（place of detention）」に限られている。これには警察署等、法執行機関が保有する施設のほか、矯正施設（correctional facilities）も含まれる。起草委員会は、コストの増加に懸念を示しつつも、拘留所（jail）にいる被疑者からも供述を得る場合が多いことなどを考慮し、被疑者が拘禁される全ての場所において行われる取調べを対象にすべきであるとした⁽²⁵⁾。

3 対象犯罪(関連条文:第3条)

いかなる犯罪の取調べで電子的記録を要求するかを規定するにあたっては、罪名や「重罪(felony)」「軽罪(misdemeanor)」の分類も州ごとに異なる実体刑法を持つという、アメリカ合衆国特有の問題に直面する。起草委員会は、統一法案で具体的な対象犯罪を列挙することは困難であるとした⁽²⁶⁾。

他方、対象犯罪を州法上明示させるか、それとも警察・州の司法長官(Attorney General)・その他の政府当局などによる規則・解釈・一般命令に委ねるかについては、前者を採用し、その州の実体刑法に準拠して明示することを求めている。明確性を確保するため、「電子的記録にかかるコストを正当化できるほど重大な犯罪であると人民の代表者たちが判断した範囲に」電子的記録の要求を限定するためとされる⁽²⁷⁾。

4 被疑者への告知と同意(関連条文:第4条)

起草委員会は、電子的記録を実施することを告知した場合に、被疑者が供述をしない・ミランダ放棄をしない・記録を拒むといった事態にはならないであろうとする主張が一方にあることを認めつつ、そのような不都合が生じることを回避するため、被疑者に告知することおよび被疑者から同意を得ることは不要であるとした⁽²⁸⁾。

会話の当事者の一方が同意していない秘密録音・録画を禁止する法規を有している州もあるが、被疑者に告知せずに行う電子的記録はそれら法規によって禁止されない旨が明示されている。

5 例外規定(関連条文:第5条~第10条)

本法案で設けられた、電子的記録に対する例外は、ニュージャージー州最高裁が定めた裁判所規則の規定にほぼ準拠したとされる⁽²⁹⁾。

ただし、「実施不能(not feasible)」な場合を包括的な例外(catchall exception)として認めてしまうと、解釈の硬直さを回避できる一方で、制度の趣旨が没却されるおそれがあるとして、緊急状況(exigent circumstances)の存在が要求された(第5条)。どのような場合を緊急状況と認めるかについて、起草委員会は例示していないが、修正4条その他との関係で頻出している概念であり解釈は困難ではないとする⁽³⁰⁾。

被疑者が拒否した場合を規定した第6条は、電子的記録に被疑者が協力しない場合であっても、被疑者から任意性・信用性のある自白を得る方策を確保するものであるとされる⁽³¹⁾。後述のように、被疑者の権利性は明確に否定されている。

第7条は、他州で行われた取調べや連邦の法執行機関が州内で行った取調べを電子的記録の対象外とするものである。なお、「第3条の条件を避ける意図の下で取調べが行われていない限り」とする文言が、2010年3月以降、起草の最終段階で付け加えられた。電子的記録を潜脱するためにあえて他州で取調べを実施するような事態を防止する趣旨である⁽³²⁾。

第8条は、捜査の初期段階等において、被疑事実が電子的記録の対象犯罪に当たらないと法執行官が判断した場合に、結果として対象犯罪に該当することが後に判明したときも、電子的記録を行っていない従前の取調べが第3条に違反するものではないとした規定である⁽³³⁾。対象犯罪の該当性判断の難しさに配慮した例外規定であるといえよう。

匿名の情報提供者の身元が特定されたり法執行官や被疑者等の安全が脅かされたりするなどの危険が生じる場合には、電子的記録が免除される（第9条）。その判断は取調べを担当する法執行官自身とその上官の裁量に委ねられるが、単なる推測ではなく、危険が発生すると信ずるに足りる十分な情報に基づかなければならない⁽³⁴⁾。なお、情報提供者に関しては、その身元が特定されることで本人に身体の危険が及ぶ場合のほか、法執行機関にとっての利用可能性が脅かされる場合にも、電子的記録は行わなくてよいとされている。

第10条は機器が故障した場合を規定しているが、起草委員会では、録音機器の故障を例外として認めるべきかについて疑問が呈された⁽³⁵⁾。

なお、第3条(e)項には、自発的供述（spontaneous statements）と通常記録尋問（routine booking questions）を除外する旨の規定が置かれている。これらは、ミランダ・ルールにいうところの「身柄拘束下の取調べ」にはあたらないとする判例があり⁽³⁶⁾、本法案においても電子的記録の対象にはならないとされている⁽³⁷⁾。

6 違反に対する取扱い（関連条文：第13条）

この問題に関する起草委員会の注釈は詳細である。

第13条は、「(a) 第5条から第10条の例外に該当しない限り、裁判所は、第3条が適用される場合において身柄拘束下の取調べの全部または一部を電子的に記録しなかったことを、任意になされたか否か[あるいは信用できるか否か]を含め、取調中になされた供述が許容されるかの[一事情として]考慮することができる。」と定め、電子的記録の実施への違反が供述の証拠能力に影響することを示した。供述の許容性(admissibility)を判断する際に、電子的記録の不存在が考慮されるというのである。

ここでの許容性判断は次のような構造を前提としている。すなわち、証拠排除(suppression)の主たる根拠は任意性(voluntariness)の欠如、信用性(reliability)の欠如、ミランダ・ルール違反であるところ、本法案は前二者を条文上特に明示した。しかし、公判前の証拠排除(pretrial suppression)の原因となる事由は他にもあり得るので、任意性と信用性はそれぞれ、許容性の有無を判断するための一つの要素にすぎないというのである⁽³⁸⁾。

また、電子的記録の実施に違反した場合に当然に(per se)証拠排除をすることは、ルールの硬直化を招くため、費用便益分析(cost-benefit analysis)に基づいて判断されるとする。裁判所は、取調べの電子的記録を行わせることから得られる利益と、証拠排除することで失う利益とを比較して、排除の可否を決するのである。電子的記録の不存在をどこまで重大視するかは、裁判所に委ねられる⁽³⁹⁾。

第13条は、続いて、「(b) 第3条に従った電子的記録のない身柄拘束下の取調べでなされた供述を裁判所が証拠として許容する場合において、被告人の申立てがあれば、裁判所は陪審に対して警告的説示を与えなければならない。」と定める。ニュージャージー州の裁判所規則を参考にしたというこの規定について、起草委員会は、電子的記録が存在しない状況で行われる陪審の事実認定の正確性を高めるものであるか否かには争いがあることを認めつつ、伝統的な救済手段としての意義を強調している⁽⁴⁰⁾。

7 権利性の有無(関連条文:第18条)

本法案では、取調べの電子的記録に関する権利を被疑者に付与するものではない旨が明示された。起草委員会は、電子的記録に関する権利をを取調べの対象者に帰属させることは、「効果的な法規をつくる上で乗り越えがたい問題」

を生じるとする。そして、次の点を指摘している。

第一に、被疑者の権利であれば、被疑者はこれを放棄することが可能だが、それは取調べを電子的に記録することから得られる利点を失わせてしまう。被疑者が拒否した場合を電子的記録の例外とする第6条は、被疑者の意思にかかわらず取調べを記録する必要があることを承認したものであり、自らの供述を記録されない権利を被疑者に付与するものではないとする⁽⁴¹⁾。

第二に、取調べの電子的記録が仮に憲法上の権利に関わるものであるとしても、それはミランダ・ルールと同様⁽⁴²⁾、被疑者の自己負罪拒否特権を保障するための手続上の保護手段（procedural safeguard）にすぎないとする。そして、この法案の目的は、多様な社会的利益を警察が達成することであり、個々の被疑者の利益保護ではないというのである⁽⁴³⁾。

五 おわりに

以上、NCCUSLが新たに起草したモデル法案を概観した。

2010年7月の時点ですでに制定法（施行前の裁判所規則を含む）を持っている13州⁽⁴⁴⁾およびコロンビア特別区を除く多くの州では過去に何らかの法案が提出されたが廃案になったという経緯があり⁽⁴⁵⁾、そもそも取調べの電子的記録の是非をめぐる議論も未だ決着をみていない。今回のモデル法案の完成がどこまで各州の立法を急速に促進できるかは、今後の経過を見守りたい。

同法案は、取調べの電子的記録に関して既存の州法よりも詳細な手続を定めるものである。起草委員会は既存の州法の比較検討し、各州の立法の優れている部分を融合させながら、起草作業を進めたことが各資料から伺える。従って、ここで出来上がった法案は、合衆国における最先端の立法論の一つであると評価できよう。特に、身柄拘束下の取調べを電子的に記録すべきことを原則としつつ多くの例外規定を設けた点や、違反して得た供述を絶対的に排除するのではなく、任意性・信用性の判断において柔軟に考慮することを求めた点、被疑者の権利性を否定した点などは、近時の議論の傾向を反映したものである。

周知のとおり、わが国でも取調べの録音・録画制度をめぐる議論が盛んである。しかし、制度の導入に対する反対意見が根強いだけでなく、制度の手続的意義や具体的な制度内容の検討も尽くされたとはいえない。取調べが、賛

否はともかく重要な捜査手段である現状にかんがみれば、刑事司法全体のあり方を踏まえた検討を経ない拙速な立法は慎まなければならない。

[付記] 本稿脱稿後に、最終案(Final Act)がNCCUSLのウェブサイトで公開された。

- (1) 近時の代表的な論文として、Charles Weisselberg, *Mourning Miranda*, 96 CAL. L. REV. 1519 (2008)。
- (2) 各州の立法状況について紹介している国内文献として、堀田周吾「取調べの録音・録画をめぐるアメリカ合衆国の動向——各州の立法を中心に——」警論63巻3号86頁以下(2010年)の他、金山泰介「米国における取調べの録画録音について(上)(下)」警論60巻1号202頁以下・60巻2号128頁以下(2007年)、田中優企「身柄拘束下の被疑者取調べの電子的記録について——アメリカ合衆国の導入状況も参考に」比較法雑誌41巻1号111頁以下(2007)参照。
- (3) NCCUSLの公式ページは [<http://www.nccusl.org>] である(最終確認日:2010年9月20日)。
- (4) Barbara A. Atwood, *The Uniform Law Commission*, 45-APR ARIZ. ATTY 30 (2009)。
- (5) 吉丸真「録音・録画記録制度について(上)(下)」判時1913号16頁以下・1914号19頁以下(2006年)、小坂井久『取調べ可視化論の現在』223頁以下(2009年)。また、日本弁護士連合会による「取調べ可視化のための立法案(2003年12月)」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/data/kashika_rippouan.pdf] (最終確認日:2010年9月20日)や、民主党による提出法案(2009年4月)[[http://www.dpj.or.jp/news/files/houan\(13\).pdf](http://www.dpj.or.jp/news/files/houan(13).pdf)] (最終確認日:2010年9月20日)がある。
- (6) 取調べの電子的記録に関するNCCUSLの起草事業については、別稿・堀田周吾「取調べの録音・録画をめぐるアメリカ合衆国の動向—各州の立法を中心に—」警論63巻3号86頁以下(2010年)で言及しているが、本稿は、これをさらに詳細に検討するものである。
- (7) NCCUSLとALIはいずれも、アメリカ法曹協会(American Bar Association, 以下「ABA」という)が設立に関与しており、モデル法案作成後の各州における立法に向けた活動でも連携している。
- (8) MODEL CODE OF PRE-ARREST PROCEDURE § 130.4 (3) (Proposed Official Draft 1975)。同規定のコメンタリーについては、AMERICAN LAW INSTITUTE, A MODEL CODE OF PRE-ARREST PROCEDURE: COMPLETE TEXT AND COMMENTARY 343 (1975) を参照。
- (9) UNIFORM RULES OF CRIMINAL PROCEDURE R. 243 (Revised 1987), available at <http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/fnact99/1980s/urcp87.pdf> (last visited: Sept. 20, 2010)。

- (10) この他にも、ABAや全米刑事弁護士協会 (National Association of Criminal Defense Lawyers)、各州の法曹協会が取調べの電子的記録の立法化を求める決議を採択するなど、2000年代には諸団体からの働きかけがあったが、連邦および各州の動きが必ずしも積極的なものでなかったことは、前稿でみたとおりである。
- (11) NCCUSLの起草事業に先行する立法提案として、取調べの電子的記録に関する議論を主導してきたトーマス・P・サリヴァン弁護士によるものがある。2005年に、原則として身柄拘束下の取調べの全過程を電子的に記録すべきこと、これに違反した場合は証拠能力の不存在が推定されること、を内容とする全7条のモデル規定が示された。Thomas P. Sullivan, *Electronic Recording of Custodial Interrogations: Everybody Wins*, 95 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1127, 1141 (2005). しかし、2009年に再び示されたモデル規定では、違反があった場合には証拠排除するのではなく陪審への警告的説示を求める内容に変更された。Thomas P. Sullivan, *The Consequences of Law Enforcement Officials' Failure to Record Custodial Interviews as Required by Law*, 99 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 215, 225 (2009).
- (12) 条文の原文は次で確認することができる。UNIFORM ELECTRONIC RECORDATION OF CUSTODIAL INTERROGATIONS ACT (NCCUSL, 2010 Annual Meeting Approved Text), available at http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/erci/2010am_approved.pdf (last visited: Sept. 20, 2010).
- (13) ELECTRONIC RECORDATION OF CUSTODIAL INTERROGATIONS ACT WITH PREFATORY NOTE AND COMMENTS (NCCUSL, Annual Meeting Draft, Jul. 2010) at 2, available at http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/erci/2010am_draft.pdf (last visited: Sept. 20, 2010). [hereinafter PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010].
- (14) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 3-4.
- (15) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 4.
- (16) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 4-5.
- (17) 一般に「通常記録尋問 (routine booking questions)」と呼ばれ、身柄拘束に際して氏名・住所・免許証の有無・社会保障番号などを登録するための手続であり、事件に関する具体的な質問は含まれない。
- (18) 第4条の訳文は次のとおりである ([] 内は州ごとの法律名)。
 「[関係法規の名称] にかかわらず、取調べの電子的記録を実施するにあたって法執行官は、被疑者から同意を得たり、記録する旨を被疑者に告知したりする必要はない。[本法律の名称] は、被疑者とその弁護人との間の秘密の会話を法執行官または法執行機関が記録することを許可しない。」
- (19) 第13条の訳文は次のとおりである ([] 内はオプション)。
 「(a) 第5条から第10条の例外に該当しない限り、裁判所は、第3条が適用される場合において身柄拘束下の取調べの全部または一部を電子的に記録しなかったことを、任意になされたか否か [あるいは信用できるか否か] を含め、取調中になされた供述が許容されるかの [一事情として] 考慮することができる。
 (b) 第3条に従った電子的記録のない身柄拘束下の取調べでなされた供述を裁判

所が証拠として許容する場合において、被告人の申立人があれば、裁判所は陪審に対して警告的説示を与えなければならない。」

- (20) See, *Major Issues Addressed by the Drafting Committee with Respect to the Draft of the Uniform Electronic Recording of Custodial Interrogations Act*, available at http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/erci/2010memo_am.pdf (last visited: Sept. 20, 2010); Andrew E. Taslitz, *Issues Checklist Memo (10/7/08)*, available at http://www.law.upenn.edu/bll/archives/ulc/erci/issues_check.pdf (last visited: Sept. 20, 2010).
- (21) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 13.
- (22) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 15.
- (23) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 16. See, *Pennsylvania v. Muniz*, 496 U.S. 582, 601 (1990).
- (24) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 16.
- (25) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 17.
- (26) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 17-18.
- (27) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 18.
- (28) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 20.
- (29) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 21.
- (30) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 22.
- (31) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 23.
- (32) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 24.
- (33) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 24-25. 同様の問題は、カリフォルニア州議会在が承認した法案に対して州知事が拒否権を行使した際の理由としても挙げられている。See, *Truth in Prosecution Act*, S.B. 171, 2005-06 Sess. (C.A. 2005), available at http://info.sen.ca.gov/cgi-bin/postquery?bill_number=sb_171&sess=0506 (last visited: Sept. 20, 2010).
- (34) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 25.
- (35) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 27.
- (36) 自発的供述について、See, *Rhode Island v. Innis*, 446 U.S. 291 (1980). 通常記録尋問について、See, *Pennsylvania v. Muniz*, 496 U.S. 582 (1990).
- (37) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 19.
- (38) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 29.
- (39) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 30. 「一事情として (as a factor)」の文言については、各州でこれを追加するオプションが与えられている。電子的記録が行われなかったことの一事をもって証拠排除を認めるべきでない旨を明示したい州は、同文言を追加すべきだとされる。
- (40) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 39-42.
- (41) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 54.
- (42) ミランダ・ルールが予防準則 (prophylactic standard) にすぎないことを判示し

た判例として、*See, Michigan v. Tucker*, 414 U.S. 338, 446 (1974).

(43) PREFATORY NOTE AND COMMENTS 2010 at 55.

(44) 制定の順に、テキサス州、イリノイ州、メイン州、ニュージャージー州、ウィスコンシン州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、ネブラスカ州、メリーランド州、ミズーリ州、モンタナ州、オレゴン州（2010年7月と2011年7月の段階的施行）、インディアナ州（2011年1月施行）。

(45) 堀田・前掲注(2)104頁参照。

※本稿は、駿河台大学・特別研究助成「取調べの録音・録画に関する研究」（平成21年度）に基づく成果の一部である。